

令和の公立博物館の特別利用サービスをめぐる一考察

—都道府県施設を対象とした社会的付託意識の格差問題を中心に—

幸泉 満夫*

はじめに

人口減少時代への対応に端を発する、近年の、日本政府主導による急速な文化芸術振興、観光推進、あるいは社会的包摂（Social Inclusion）を標榜とした新たな文化政（施）策の数々は、徐々にではあるものの、地方各地の公立博物館、その他に対して、抜本的な運営方針の転換を迫りつつある（天野 2010、文化庁・観光庁 2019、榎本 2020、古賀 2020、文化庁・九州大学共同研究チーム 2020、文部科学省・文化庁 2021、幸泉 2025 ほか）。

けれどもその一方で近代以降、わが国では展覧会的機能と諸処の社会教育的機能とを一部、混同させながら「博物館」という存在を市井に浸透させてきたという長い歴史的経緯、さらには、日本特有の権威封建主義や秘仏思想（上田 1989）なども複雑に潜在、影響し合ってきたため、ことは単純には進まない。今も、国民一般の間では「博物館」が単なる「展示」のための施設、あるいは、教養ないしは娯楽享受レベルの場としてのみのイメージを払拭できないでいるのも、また、事実であろう。

以上の歴史的趨勢から、日本の文化観光や社会的包摂にかかる一連の施策を今後、一段と惹起させていくためには、少なくとも、公立博物館その他の関連施設（以下、公立館）に関しては、展示以外の収蔵資料サービスの拡充に対しても、今まで以上に摸索と工夫を重ねていく必要性に迫られ続けることだろう。無論、必然的に地域の博物館収蔵資料に関しても、一層の開放や市民との協働による活用促進に向けた新たな体制の構築が課題視されてくるはずである。以上は、いわゆる「博物館第四世代論」の具現化でもあろう（稻森 2013、山本 2019、幸泉 2025 ほか）⁽¹⁾。

本稿は、公立館における運営方針の転換を図るうえで、文化芸術、観光の推進や、社会的包摂の実現に向けた政（施）策の拡充といった視座から今後の変革が期待できる、収蔵資料の一層の開放に向けた議論の提供を主目的としたい。具体的には、館外からの主に研究や教育、観光、文化振興を目的とした資料利用（以下「特別利用」サービス、および「特別利用者」と呼称を統一）⁽²⁾を対象とする。次節ではまず、令和の現代に至る現状の把握を序破急の順を踏まえながら進めつつ、そのなかから見出されるであろう諸処の課題を個々、丁寧に検討していく。そして、それらから今後の資料活用に向けた方途を展望していきたいのである。

なお、本稿で扱う「特別利用」とは、館外からの不特定多数の利用希望者による調査研究や教育、文化振興、ならびに観光促進を目的とした個々の要望に基づき、不特定の収蔵資料を直

*国立大学法人愛媛大学法文学部 准教授

接、提供していくだけのサービスシステムの総称と、定義しておく。従って、予め館側の意志や計画に基づいた収蔵資料の貸出し、教育、出張公開を目的に展開される各種のサービスの類は、広く普及教育分野に属すため、これに該当しない。また、各館が収蔵する資料の記録写真や実測図、模写、模造品などの二次資料に対する借用、いわゆる「原板使用」に関しても、本稿の趣旨とは性格が異なるため、対象外としておく。

1 問題の所在

(1) 公立博物館の特権的意識と社会的矛盾が解消へと至らない歴史的背景

少なくとも、公立館の運営は、わが国においてはすべてが社会、および市民の付託によって成り立ってきた。これが、公立館の設立と存続をめぐる現代社会の大前提である。しかしながら、現実には各地方公共団体（以下、自治体）が発令する条例や文化観光行政の運営方針、加えて館内組織や個々の職員に付与された一定の裁量権に基づく意識差の程度等によって、収蔵資料の公開や提供方針に関しても、相応の差異が生じてしまうのである。これらに対して、既に戦前の頃から、関連した指摘や考察は相当数提起され続けてきたわけだが（濱田 1922、西山 1950、藤原 1980、藤田 1985、石原 1986、千地 1994、有元 1999、望月 2001、木村 2002、布谷 2001・2013、佐々木 2002・2004、並木 2008、博物館の可能性研究会 2023 ほか）⁽³⁾、今日なお、博物館学界および関連行政機関においては充分に議論が尽くされたとはいえない部分といえるだろう。

事実、次節の学史のなかで記す資料保存論との絡みとも相俟って、諸処の「展示」活動や館主催の「教育普及（普及教育）」事業に資するところの少ない大多数の収蔵資料群に関しては、概ね、特定の研究者や学生、市民ボランティア団体による研究、教育、文化振興や観光促進目的、あるいは、マスコミや出版社、観光事業者等による一部営利を目的とした情報提供サービスに大部分、限定されてきたといつても過言ではないだろう。故に今なお、社会的包摂は疎か、一般市民の多くは個々の資料活用を可能とする「特別利用」サービスの存在そのものに対して、その認識すら充分に周知されてはこなかったのである。

これから本稿で対象としていく都道府県立系の博物館のみに限ってみても、「特別利用」受容の対象者を調査研究、ないしは教育、文化振興目的といった利用者層に限定しようとする館が、驚くほどに多い。なかには、営利目的の利用希望には一切応じない等と明言する公立館まで、令和の現代社会においてもなお、存続しているのである。加えて、資料取り扱いの習熟度が充分ではないと想定されやすい大学専攻生や一般市民に対して、博物館側が社会教育の一環として積極的に関与しようと努力する姿勢もまた稀有である。どころか、身内の教育関係者（つまり、一定の実践経験が社会的に裏付けられている大学教員や学芸職経験者等）の同伴や推薦状の提出がなければ対応しないと規定する公立館が、今も複数存在している。

こうした、旧態依然ともとれる一部の館の方針や体制からは、市民一般を対象とする社会的包摂を理想とした「特別利用」の促進とは、凡そ、ほど遠いものと感じざるを得ないであろう。またいっぽうでは人口減少時代を鑑み、博物館資料を含む様々な文化資源の一層の活用を標榜しつづける日本政府の文化芸術振興策や、当然に、営利を基盤としている一連の観光事業や地場産業への積極的な関与の在り方、ならびにその支援について、実のところ何割かの、あるいは

は、それ以上の公立館が積極的に関与してこなかったという実態も、大凡は透けて見えるのである。

なるほど、個々の資料に備わってきた歴史文化的価値やそれらの稀少性、唯一性、あるいは素材、遺存状態上の制約等といった観点のみを重視するならば、広く、不特定の一般市民へのサービス提供を無制限に拡大させることには現状、多くの実務担当者が躊躇せざるを得ないと感じるところでもあろう。現に、相応の利用制限を課さざるを得ないとする資料は、各館とも、相当数存在するはずである。けれども、収蔵資料の全てを一律に規制すべきか、といえば決して、そうではないはずである。

後述する情報公開法のほか、関連する幾つかの法的解釈においても、確かに「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」は「特別な管理」が必要であって、一般への公開制限が必要とされてきた。けれども、そうした使命感や配慮の陰で、今なお、日の目をみない博物館資料が相当数、公的管理のもとで死蔵され続けているという事実、これもまた、紛れもない今日的な課題なのである（幸泉 2014・2016 ほか）。

このことは、例えば隣接する関連施設、公立の図書館とを比較してみれば明白であろう。図書館においても歴史的、文化的価値を有する、いわゆる「古文書資料」や「稀覯本」の類は相応にある。それらに対する公開規制もまた、当然に存しよう。けれども、その他大多数の蔵書を市民一般へと惜しみなく提供することを使命とし、書庫内まで開放している館が少なくないのである。このように利用希望者へ可能な限りの公共サービスを重ねてきた姿勢は、日本の公立博物館のそれとは明らかに異なるであろう。両者の、近代以降における歴史的差異はつまり、歴然というほかない（呉屋 2024, p10 ほか）。

以上の問題を積極的に議論し、改善策へと繋げていくためには、必然的に、まず各々の公立館における資料公開に対する意識や、運営姿勢に対する現状等を整理分析し、比較研究を進める必要性が生じてくる。その過程を通じてのみ、はじめて、改善に向けた光明が垣間見えてくるはずだからである。

果たして、博物館特有とも評してきた対応姿勢の根底には、何があるのか。古くは大正時代、濱田耕作（以下、敬称略）が述懐しているように、「特別利用」を希求し、その価値を認め、期待してきた利用者側からすれば、必ずしも、快くは受けとめられてこなかったという、長きにわたる負の歴史が、そこからは垣間見えてくるであろう（濱田 1922）⁽⁴⁾。つづいて関連学史について振り返っておこう。

（2）戦後の関連学史、ならびに法的、社会学的解釈をめぐって

ここでは高度経済成長期における博物館建設ラッシュのなか、公立博物館の存在意義が社会一般で注視されはじめた1970年代以降を起点に、考えていきたい。

1979年、雄山閣版『博物館学講座』第6巻のなかで後藤和民は、公立館が収蔵する「すべての史料が、国民共有の財産であり、本来活用されるためにこそ保存されている以上、収蔵庫の史料を公開することは、博物館の義務である」（後藤 1979, p167）と論じている。公立館における博物館資料の所有権や、利活用権に言及した、もっともな主張である。のち藤田昇治もまた「展示や教育普及等に利用されることが前提とされなければそれは死蔵」と強調しており、「社

会的・歴史的文化遺産の継承・発展」は、「一般に公開され、利用されることによって初めて可能になる」と積極的に論じている（藤田 1985, p132）。

その後に迎えた1980年代後半は、まさに「博物館ブーム」の絶頂期といえたが、いわゆる“ハコモノ”行政としての博物館に対する存立意義に対して、新たに都市工学や社会行政学等に精通していた上田篤は『博物館からミューズランドへ』を上梓し、日本の博物館収蔵資料に対する「特別利用」システムの閉鎖性について、鋭く指摘している点は必読に値しよう（上田 1989）。そこで氏は、「資料を見せたがらない」日本の公立博物館の根底にまで議論を掘り下げている。すなわち日本特有というほかない、行政主導による「権威主義」や「事なかれ主義」、「資本主義」と「封建主義」との混淆、加えてヨーロッパの「完全公開主義」思想と真っ向から対立する日本の「秘仏思想」があると論破している。氏の主張は、今日でいうところの文化資源学や観光学、町づくり論等とも程よく通底している。当時、そしてその後の、日本の公立博物館における「特別利用」システムに憂慮してきた多くの関係者達にも、新たな展望や期待感を与えたことだろう。

この前後、伊藤寿朗も『市民のなかの博物館』のなかで、わが国の博物館法第3条で明記される「博物館資料の利活用」こそが、「市民自身による、自主的で主体的な自己学習の場を保証し、援助することを明確に規定」した条項であると論じている（伊藤 1993, pp181-183）。同じ頃、千地万造もまた「資料を収集し、研究し、保管し、展示することは、市民から博物館という組織およびその構成員である博物館職員に付託された仕事だということを、職員一人一人がしっかりと受け止めなければならない」と論じており、各地の収蔵資料の増大に対する公開、利用サービスへの対応の遅れを示唆する表現として、学史的にも特筆されよう（千地 1994, p184 ほか）。現に翌1995年には「地域に開かれた博物館－地域の活性化と多彩な博物館サービスの展開」といったシンポジウムも開催されたほどである（ 笥井ほか 1995）。以上、1990年代前半までに活性化した諸処の主張や改革意識の相次ぐ発動は今日、令和社会でようやく議論されはじめた「社会的包摶」や「博物館第四世代論」までを見据えつつある、まさに胎動期にあったといえるだろう。

このように、博物館資料活用に対する意識が高まるなか、1996（平成8）年には国の行政改革委員会が「情報公開法要綱案」を公表した。そこでは「貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従った利用にゆだねるべき」とされ、一般的な情報公開が対象外と記された。しかしながら、同時に「できるだけ一般の公開に供するべき」と、ここではじめて市民一般への提供が公的に示された点が評価されていくのである（行政改革委員会行政情報公開部会 1996、総務省行政管理局 2001）。

のち同法の解釈をめぐっては、直近2011（平成二十三）年発令の「公文書等の管理に関する法令の施行令」第3条において、追加が成されている。そこでは内閣総理大臣が指定する「研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設」といった制限付きであったものの、「保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の使用」に対して、同第4条で次のように定められた。

すなわち「一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること」、「二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること」、「三 一般の利用の制

限が行われていないこと」、「四 利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されること」、「五 当該資料に個人情報が記録されている場合にあっては、当該個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講じていること」の五項目である。このうち、同第三号に関しては「三ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあっては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限」できるとも定められている。

以上の条項は、対象となる機関が国の独立行政法人に属する「国立文化財機構」、「国立科学博物館」、「国立美術館」以外は「内閣総理大臣が指定」した施設に限定されているものの、国内の公立館園施設に関しても、当然に、上記法令に準じた対応が求められると参酌すべきところであろう。

これら一連の法整備を受け、東京都歴史文化財団の佐々木秀彦（当時）は、公立館は「生涯研究」を支援するための機関であるべきであると、いち早く主張している。すなわち、所属や職業だけで研究上の利用許可の是非を選別してはいけないとし、博物館資料が公共の財産であることを自覚したうえで、その利用を広く保証すべきであると論じたのである（佐々木 2002, pp18-19・2004, pp49-57 ほか）。

そもそも、1951（昭和二十六）年制定の博物館法第3条第3項や同第6項においても、一般市民に対する博物館資料の利用促進は明記されている。公立館その他の文化財関連施設の全ては、社会からの付託を受け、資料の収集、保管、公開、活用を前提に運営されている⁽⁵⁾。故に、一般市民への社会的便益に対して常に最善を尽くすという姿勢が、必要となるはずである。無論「公共財産」、「準公共財」（石森 2000, pp175-176、木村 2002, p18、佐々木 2004, p44 ほか）等とも称されてきた公立館の収蔵資料に対しても、同様と解せねばなるまい。

佐々木秀彦は学史上、日本国内の公立館において収蔵資料の公開が停滞してきた背景として、次の4点を掲げている。すなわち①「博物館界における信託意識の欠如」、②「各館園の方針の欠如」、③「慢性的な人員・予算・施設不足」、④「大学の学芸員養成講座の問題」である。そのうえで氏は、未公開資料整理と公開に向けた中長期的な対応策として、（ア）「方針の策定」、（イ）「実施モデルの確立」、（ウ）「学芸員養成科目の改善」の3点を掲げている（佐々木 2004, pp44-49）。

このうち（ウ）に関しては、その後、2009（平成二十一）年の博物館法施行規則の改正で関連科目が大幅に拡充されており、直近の2024（令和六）年においても、文化庁の諮問組織、文化審議会によるガイドラインでその内容の充実化が図られたばかりである（文化審議会第5期博物館部会 2024）。こうした審議は、今後とも継続され続けるはずであり、既に積極的な改善策が議論されていると判断してよいだろう。従って、令和の継続課題として議論を今、最も積極的に継承、深化させていくべきは、（ア）と（イ）ということになろう。

近年、政府によってIT（Information Technology）インフラを活用した「デジタル・アーカイブ」⁽⁶⁾ 理念が推奨され、膨大に蓄積され続ける収蔵資料群に対しても、より悉皆的な情報公開が現実レベルで検討されるようになってきた（総務省 2012 ほか）⁽⁷⁾。ただ、こうした事案に対しても、手放しには喜べない。何故なら一般利用者に対して、単にデジタルコンテンツ化

された二次資料のみの公開対応を促すような風潮を、一方で、増長させてしまう恐れがあるからである。結果的に上記（ア）、（イ）への対応を一層後退させてしまうような事態が新たに生じはじめていると、懸念される側面もあるう。

（3）本稿の目的と、研究対象

以上の学史を背景に、実践的な検討を進めていこう。ただし紙幅の都合もあり、本稿では全国各地の都道府県立系施設⁽⁸⁾のうち、特に、考古系資料（膨大な数量の石器や土器等）を収蔵する施設のみに焦点を絞り、検討を開始することにする。今回、考古部門のみを抽出するのには、以下の理由がある。

例えば、人文系諸部門でいえば歴史、民俗、文学、美術部門のうち何割かの資料については「資料保存優先」が、「特別利用」サービス制限の理由として成り立ちやすい（有元 1999, p105、望月 2001, p48 ほか）。これに対して考古部門の場合は、大多数の資料が、衝撃・振動と盗難以外のリスク要因に対して比較的強い耐性を備えている。故に、予め利用希望者が資料取り扱いにかかる基本的作法を習得済みであれば、提供施設側の受容体制に問題がない限り、該当資料が劣化、あるいは紛失してしまうようなリスクが極めて低いといえるからである（布谷 2001 ほか）。

さらに考古系の場合は、発掘、採集等による遺跡単位での関連資料群数が膨大であるため、悉皆的な二次資料の公開などは、博物館や関連機関の尽力のみではほぼ不可能である。そのため、一連の公的な整理選別の過程でピックダウン扱いとされた、いわゆるCランク、Dランク以下の資料群が再び、日の目を見る可能性が現状のままでは低いと断言できるだろう。そしてそれ故に、館外からの「特別利用」を介した資料活用に一定の光明を見出しそうと、期待できるからである（幸泉 2014・2016・2024・2025 ほか）。

つまり考古部門に関しては、特に、館外からの個人、団体等による「特別利用者」達の活躍、つまりは、利用後に「特別利用者」が発表するであろう論文や出版物、あるいは文化観光の発展に資するような成果や広告等の発信によって、博物館側にあってもその恩恵が得られるという好循環が生まれやすいともいえるだろう（望月 2001 ほか）⁽⁹⁾。

以上から、今回、考古部門のみを対象としてすることで、各館の「特別利用」サービス、資料公開に対する姿勢や方針の現状がより純粹、かつ明確に把握できると予想できよう。そしてその成果により、特別利用をめぐる今後の展望もまた、一層導きやすくなることが期待できるのである。

「特別利用」サービスには、大きく分けて次の3つの対応手順がある。すなわち（1）「事前手続き」、（2）「当日対応」、（3）「事後手続」の三態である。次章以降では、これらを第2～4章に分割しながら、それぞれ検討を進めていくことにしたい。

なお、各館の現状における運営方針の背景や信条などに配慮し、本稿では個々の施設名は明らかにしない。便宜上、TDKh01001、TDKt01002…等といった各館固有のコードネーム（識別No）を独自に設定し、合計47の対象各館に付与させることにした。No冒頭の「TDK」は都道府県立系を意味するが、以下は、一切非開示とする。

2 特別利用申請をめぐる事前対応の多様性

(1) 専用部署・窓口担当の有無

まずは窓口からである。外部からの、五月雨式ともいえる利用希望者からの要望に対して、都道府県立系の各館ではどのような体制を敷いてきたのか。現状把握からはじめていこう。

中～大規模館では、組織内に専属の部署や窓口担当者を配置するのが定石である。「教育広報課」(TDKk01001)、「資料課(係)」(TDKh01003、TDKhk01002)、「教育普及係」(TDKc01003)、「資料利用申請担当」(TDKky01008)といったふうに普及教育部門を配置したうえで、「資料管理担当」(TDKh01001)、「資料調査活用担当」(TDKh01003)、「申請資料利用担当」(TDKky01008)などと、ホームページ上でその存在を明記しているケースもある。これらの担当は、地方では学芸部門内の学芸員が、分野別に兼務している例が大半を占めよう。いっぽう小～中規模館のなかには、極少数ながら博物館を管轄する地方、地域の教育委員会内における「文化振興課」(TDKk01004)や「県政策課」(TDKks01002)などが別途、窓口を分掌するケースも見受けられる。

当然ながら、前者のような専属窓口の設置のほうが望ましいだろう。何故なら対応の公平性や調整力、柔軟性といった点に優れており、かつ、ノウハウの蓄積やサービス上の問題点を把握、解消しやすいためである。また発生する日常的問題に対しても、改善策を講じやすいであろう。逆に教育委員会と博物館、あるいは関係機関を含めた二重、三重の分業体制では、担当者の責任の所在が不明瞭となりやすく、得てして、融通が利きにくくなる。結果として、タイムラグの発生はもちろんのこと、利用者側への無用の制約が増してくるほか、場当たり的な対応ともなりやすく、相対的なサービスの低下にも陥りやすいであろう。後者のパターンが小規模館で多くなることは致し方のないところであろうが、せめて、現場を知る博物館職員が窓口として全体を調整、統括できるだけの権限や体制だけは維持しておきたいものである。

(2) 規約条文の開示及び手続方法の説明

「特別利用」をめぐる事前の申請手続は、現在、多くの館でホームページ上を前提としている。該当箇所から独自様式をダウンロードすることで、簡単に申請手続きが可能となる仕組みである。2024年の調査では、様式をダウンロードできる施設は80%にまで及んでいた。これは、該当各館が「特別利用」にかかる一定の指針整備を完了させていることを意味しており、一定の評価に値しよう。けれども以下紹介していくように、利用者側に求めてくる事前手続きの内容は、実にさまざまである。なかには、必要以上に個人情報を求めたり、無用としか解せない事前の制約遵守を要求してくる館も複数、見受けられた。

ここではまず、「特別利用」にかかる規約開示の有無から調査していこう。各館のホームページ上で、規約条文の全てを開示している施設は「○」、ホームページ用の略説のみ開示する施設は「△」、説明の見当たらない施設は「×」と区分し、集計を行ってみた。結果、「○」施設は全体の26%、対する未掲載の「×」が43%と最も多いことが判明した。「○」の開示施設には地方差も認められた。全てとはいえないが、国内では、特に四国と南九州地方で開示率の高い傾向が窺われる。前節の「公文書等の管理に関する法律施行令」における第4条第四号で示されていた「当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般

の閲覧に供されていること」に沿った対応と、高く評価されよう。

つぎに申請開始にあたる最初の指示内容である。ここで「必ず事前に電話でお問い合わせ（又はご相談）ください」等と指示している館は、「×」を除けば100%に達している。いっぽう、電話の代替となるメールや専用フォームによるリモート（非同期）交渉が可能な施設は全体の10%と、非常に少ないので現状であった。ただ、これにも相応の理由があろう。様々な要望に対しても、概ね、直接会話での交渉が最適と判断できるからである。ただ今後、多様な地域市民の受容れや、外国人対応の増加までを視野に入れるならば、やはり専用フォームの整備と充実は避けられないことから、次第に普遍化していくものと予想される。

後者のリモート交渉で問題視されやすいのは、非同期で、かつ担当個人が見えないが故に、即対応どころか、一両日中に返答のないケースが増大してしまうだろうという点である。なかには一週間、あるいは一ヶ月以上もの間、返答がなかったというケースも、実際に何度も経験している。交渉開始の段階においては現状、双方ともに、電話利用が最も有効ということになる。

因みに、「特別利用」を予め学術研究目的に限定するという旨をホームページ上で明記している公立館が存在する。なかには、営利目的には対応しないと追加する館まで存しているのである。けれども、こうした対応姿勢に関しては今日、再考が求められるであろう。何故なら、真に文化観光施策を多様に発展させていくためには、営利的活動の拡大こそが不可欠だからである。人口減少時代、その地域の観光事業や文化芸術の活性化は民間の営利を伴う活動なしには達成が難しいであろう⁽¹⁰⁾。

最後に「×」の未公開施設であるが、このパターンではまず「特別利用者」が電話（または非同期のメール等）で問い合わせるところから、交渉が開始される。これは暗に、博物館側の事情や都合を第一と判断していることが明白で、同じく改善の必要があろう。特に電話対応のみの場合、猶予無く、その場で博物館担当者側の裁量権が優先され、それ次第で、交渉条件が成立してしまう可能性が高くなるからである。加えて、事前の規約条文が公開されていなければ、「特別利用者」側は実質、館側の指示に従うほかない。交渉次第で、個々の収蔵資料の事情を、非公開の理由とされてしまう恐れも、皆無ではないことだろう。このように公平性を欠く対応への懸念は、予め払拭しておくのが公立館としての本来の務めであることはいうまでもない。

（3）手続様式の公開と配布

申請様式は、大半の館が独自のスタイルで提供している。このうち、申請書作成にかかる補足説明等が見当たらない施設は8%ほどを数えた。また都道府県立系のなかでは1施設のみであったが、様式自由としつつも、一方で利用目的を詳細に問う「企画書」の提出を別途求めている館もあった。

様式ファイルはWord、Excel、PDFのいずれか、または併用が通例である。うち38%の施設でPDF記入例を掲示していた。利便性やトラブル防止といった観点からもぜひ、見習いたい追加的配慮といえるだろう。

(4) 申請書類の提出方法

長らくの間、所定の様式に署名捺印のうえ、郵送で申請するというケースが大半を占めてきた。ところが2010年代後半頃からの総務省ほかによる「働き方改革」の一環として、ICTを活用した「テレワーク」推進策が提起されたことで、変化の兆しがみえはじめていた。そこに2020年以降のコロナ禍が引き金となって「捺印不要」、いわゆる「ハンコレス」が、公立館でも大きく浸透するきっかけを与えたのである。以上は、記憶に新しいところであろう。

これらの流れは、利用者側にとっては朗報であった。結果、電子メールやデジタル版の特設フォームから添付データ提出で済ませられる館が、随分と増加してきたからである（以下、「リモート申請」）。本稿作成時の2024年時点における集計でも、全体の約30%でリモート申請が許容されている。

けれども、その一方で郵送にこだわる館が依然少なくはない。半数以上の公立館で未だ、郵送による遣り取りを前提としているのである。なかには、申請書郵送時に切手付きの返信用封筒を要求してくる館も未だ、複数存在した。これらの背景としては、受理決裁後の許可証の発行に至る慣習、および館長、教育長等の署名捺印欄が温存されていることが原因の一つと推認されよう。館側の回答理由として、捺印のある許可証を求めてくる申請者の存在を挙げる側もあった。けれども、申請書に対する許可証を発行し、事前に郵送してくる館は現状、半数程度に過ぎないのが実状である。真意の一つに、対応件数の削減を疑われても仕方ないであろう。一連の手続き負担を鑑みれば、許可証などは希望者のみに発行すればよいはずである。「ハンコレス」は今後一層、拡充していくであろう。

(5) 提供可能なサービス内容

特別利用の対応項目に関しては、その大半が、事前の申請様式のなかで示されているのが実状である。そのため、本稿ではこれらを参考に集計を行った。「a：閲覧・熟覧」、「b：描写・実測・拓本」、「c：模造」、「d：撮影」、「e：館蔵画像等の原板貸出」、「f：計量・計測」の6項目である。

これらは、うち「f」を除いて、殆どの館で共通している。ただし「b」のなかの「拓本」と「描写・実測」に関しては、項目として区分している館が11%存在する。これは、採拓時に対象資料そのものに水で濡らした画仙紙を貼り付け、一定の衝撃を与えるながら墨を打つという一連の作業に起因するリスクを鑑みれば、妥当な判断ではあろう。遺存状態によっては、拓本は許可すべきではない。

最後の「f」に関しては、申請項目として設定されている館は僅か4%に過ぎなかった。しかしこの項目もまた、本来、重要な学術振興の可能性を秘めてい



写真1 個体数識別計量調査の風景
(筆者)

よう。例えば筆者の場合、整理報告時にピックダウンされた未公開資料群の悉皆的な個体数（識別計量）調査を、既に30年以上にわたって継続している（写真1）。過去、その事前交渉はしかし、難航を重ねてきた。事前の申請項目のなかに「f」が存しないためである。無論、希望に対して全く理解の得られなかつた館も、複数に及んでいる（幸泉2024, p574-575ほか）。対応する館側からすれば、場合によっては対象資料が膨大となるため、申請者を収蔵庫内にまで案内し、資料群を全て開放する必要性が生じてくるからであろう。これには、申請者に対する一定の学術的な信頼性も作用するとみられる。狭義の歴史系や美術系分野では、まず許容されない案件だといえるだろう。けれども、考古部門ではそうした、いわゆるCランク以下と評されることの多い未公開のピックダウン資料群が膨大に積み上がっている現状を、同業者間で、多少なりとも憂慮、情報共有してきたという特有の事情がある。従ってそれらの方途に關しても、一方では文化庁を中心に、議論が重ねられてきたという経緯が存するのである（幸泉2014・2016ほか）。こうした「出土文化財」問題に対して、一定の理解がある古参～若手の考古系学芸員が少なくないこともまた、事実であろう。現に、死蔵に近しい資料群に対して、「特別利用」を介して開放させることで、新たな活路や成果が見込まれる可能性も期待できるからである（幸泉2014・2016・2025ほか）。公立館としては、予め「f」も選択項目の一つに加えるべきであろう⁽¹¹⁾。

（6）事前調整1：全体調整

次に申請書を受け付けた館側の担当職員は、要求資料の内容と数量（限度数を設定する場合もある）の確認、ならびに受け容れ日時の検討と、最初の調整に移る。まずは、該当資料の確認である。都道府県立レベルでは比較的少ないのであるが、考古部門の場合、当日になって「行方不明」と告げられることも過去、稀ではなかった。特に筆者のようにピックダウン資料等、頻繁な利用が想定されてこなかった資料群の場合、保管の精度は機関によって様々だからである。註11でも記した通り、ピックダウン資料群のみを本館施設から遠く離れた「余裕施設」等に仮保管しているケースも、特に2000年代以降、増加の一途を辿っている。そうした背景から、安易に「行方不明」と結論付け、それを理由に「利用不可」と告げて交渉を終わらせようとしてしまうケースも、現実には皆無ではなかったのである。日常における管理体制の根本が問われる事案といえるだろう。

さらに改善が求められる点として、利用点数の制限問題が挙げられる。一回の資料調査で対応が可能な資料数を、例えば5点、100点等と予め一方的に定めている施設、あるいは、事前交渉を要するとする館である（TDKc01002など）。一見、妥当な判断と対応のようにも解せるが、前節の「f」の場合を鑑みたならば、やはり学問分野や資料調査上の多様性を考慮しない、館側の消極的な体制が目立つ対応といえるだろう。このタイプは全体の10%未満に過ぎないものの、資料利用の多様性を一方的に制限してしまう可能性を、明らかに見落とした対応である。筆者の場合、出土資料群（特定地点や層位資料）総体の個体数調査を長年、研究の基幹に据えてきた。約一週間で数千点レベルのカウント調査を終えたことさえ、過去何度か経験がある（幸泉2024ほか）。無論、館側の理解があつて、はじめて達成できた成果である。

このように「特別利用」本来の意義と可能性を鑑みたならば、より一層「特別利用者」側の

ニーズに寄り添った、柔軟な対応を検討すべきではないだろうか。

(7) 事前調整2：受容れ日時

続いて、受容れ日時の調整である。この交渉に関しては、開館日であれば、まず利用者側の訪問希望日に合わせて調整を進めようと努力されている館が大半であり、高く評価できよう。過去30年に及ぶ筆者の経験から、恐らく、その割合は9割以上に達するとみてよい。ただし、限られた人員や館側の諸処のスケジュールを考慮したならば、利用者側もまた無理はいえないことを、大多数が承知しているよう。TDKky01003のように申請時の希望日時枠に第一、第二の希望覧を設けている館があり、大いに参考となる。

ただ、なかには都合が悪いからと、代替の日程調整も行わず、一方的に断られたケースがあった。あるいは「特別利用者」の来館可能な日程を数ヶ月分、予め全て情報提出させ、そのなかから博物館側が後日おもむろに日時を指定してくるという、明らかに上から目線の対応を行ってきた館もあった。これらは極端なケースではあるものの、本来容認すべきではないレベルであろう。最低限、公立館であれば「特別利用者」側の希望に寄り添おうとする姿勢だけは、失うべきではないからである。

(8) 事前の利用料金

個人の「特別利用」に対しては、無料対応の公立館が大半を占めている。不明館を除くと、全体の80%にまで達していた。

いっぽうで、自治体の条例に従うという理由から、事前に一定額の利用料金を要求してくる博物館も存在している。うち学術、教育、文化振興を目的とする場合は、減免申請を行えば無料とする施設が、残り施設の9%を占めていた。

これらに対して、問答無用で有料と回答してくる館が11%、約1割存在していた。これにはTDKk01003のように「学術研究・出版を目的とした特別利用」であっても、熟覧1点1回につき1,250円、模写・模造1点1回につき2,500円、撮影1点1カットにつき4,180円、原板使用（画像借用）1点につき3,130円等と、ジャンル別に細かく規定している館まであった。同館ではさらに利用料を事前支払いとし、納入後にはじめて利用許可が下されると定められているのである。ただ「利用目的によっては利用料の減免を行うことが可能」などと、幾分含みも持たせていた。

同じ学術研究目的のなかで、何をもって減免の是非を査定しているのか。本件では、判断の基準となる規約等をホームページ上で見出せなかったことから、交渉の際の担当職員や組織内の裁量が絡んでいる可能性を否定できないと推認している。

TDKk01001も同様で、学術研究等による撮影料金を1点単位で徴収するいっぽう、「ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する」場合もある等と、条例の例外措置として補足的に定めているようである。これには「撮影許可申請書兼撮影等料金免除申請書」を提出することが前提とされており、減免申請の紹介も示されている。しかしながら、同様に減免の是非をめぐる明確な判断基準が示されているわけではない。このため先のTDKk01003と同じく、例えば身内関係者や利害関係のある学者は無料、その他の訪問

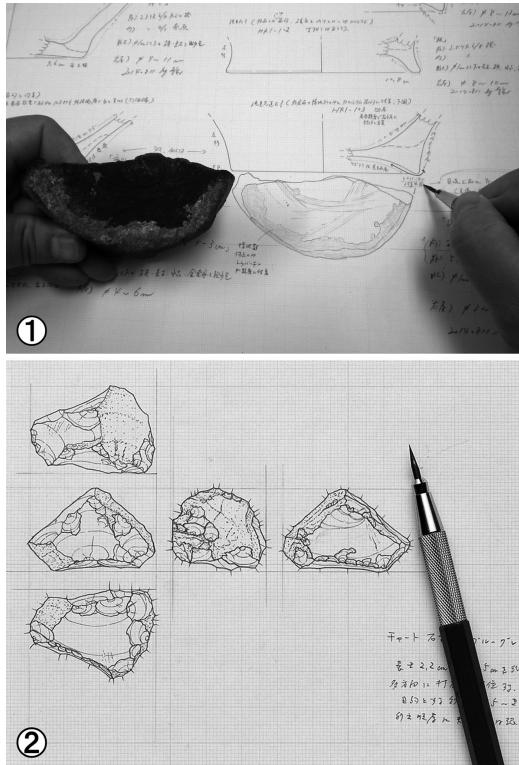


写真2 実測により、新たな著作物を生成する
(①土器実測、②石器実測 / ともに筆者原図)

に加えて、相当のタイムロスまでが生じてこよう。調査研究の方法は個々人多様であって当然であり、「熟覧」の途上、様々な学術上の発見や発想が期待できるからこそその醍醐味もある。これら本来の効果を思料すれば、より柔軟な対応こそが求められるべきなのである。こうした1点1点に対する事前の利用料規定が一方的に温存されているうちは、未知の学術成果の可能性は大いに閉ざされ、利用者層に対する機会均等の保証までもが諸処、瓦解してしまう危険性を孕んでいるのである。そして結果的には、該当館自身が営利、商業主義に準じた目的でサービスを展開していると判断されても仕方ないわけで、公立館としての機能は早晚、維持できなくなるであろう。

以上はまた、明らかに社会教育や社会的付託、あるいは文化振興、観光促進等といった本来、博物館として重視すべき責務から悉く逸脱してもいて、大いに問題視されるべきであろう。仮に、受益者負担の解釈に基づいたとしても、そもそも公立館で収蔵される資料は社会的付託を経て、市民一般に代わって管理されているものであって、博物館を含む一部の関係者のみが、その利用を独占できるものではない。さらに学術や教育、文化振興が運営目的の主翼であるのならば、その成果は本来、資料を管理する施設側にあっても、一連の学術成果等として享受できるはずのものなのである。出版物や広告類に関しても同様であり、文化観光に資する側面があれば、例え、民間団体の営利を含む申請であったとしても、減免の対象とすべき公共性は充分に備わっていると考えるべきであろう。現にTDKs01004などでは、減免の対象を柔軟に拡

者は有料などといった、不公平な采配も全く起り得ないとは言い切れないであろう。

さらに有料の弊害について考えていく。例えば、先にも記した一括出土資料群の個体数調査の場合はどうだろうか（P 9：写真1）。これも学術的に1点1点、「熟覧」しながら「計測」等を施し、オリジナルの分類表を完成させていくという目途から、「熟覧」、「計測」の2項目が該当するだろうし、調査途上「撮影」や、「実測」等の二次資料化の必要性も、当然に生じてこよう（写真2）。調査研究の性格上、その総数は1日単位で数百点以上にのぼることが通例なのである。この場合、上記のような有料施設の「特別利用」規程に基づくならば、僅か一回、1日の調査で数十万円程度の利用料を支払う計算になる。さらに事前入金制ともなれば、調査途上の発見から急遽「撮影」や「実測」の必要が生じた場合、追加対応の煩雑さ

大しているようである。

3 特別利用の当日対応をめぐる諸問題

(1) 公立館の実地調査当日における職員対応等について

ホームページ上で事前に担当職員の氏名を明らかにしている館は、稀である。これは、万一の際のトラブルや悪戯等の可能性までを考慮するならば、無難な対応といえるだろう。ただし、担当者が対応途上で隨時入れ替わるような体制では、別途、問題も生じやすくなる。中～大規模館では、当初の電話等における事前交渉時の窓口対応者に対して、当日、全く別の職員が担当するというようなケースも少なくないからである。この場合、事前の職員間における情報共有の徹底は必須であろうが、これらが往々にして不充分なために、事前手続きが完了しているにも関わらず、当日になって申請資料の一部が提供されず、結局、閲覧できないようなケースが発生してしまうのである。特に考古資料で、一括資料群の悉皆的調査を希求しているような場合、一部を欠いて提供されるようなケースが過去、しばしばであった。

そもそも、公的に申請を受理する場合は、「特別利用者」側が訪問のための旅費や日当、消耗時間に関して、全て「自己負担」で対応してきているという背景の重みを、軽く受け止めてはならないだろう。なかでも遠方からの一度限りの利用者の場合、相応の配慮が必要なのは当然である。既に利用者側は予約日に合わせて旅費、宿泊費、日当といった相当額の対価を支払って、臨んできているからである。にも関わらず、事前の連絡案内もなく、当日になって資料の一部が行方不明等と、平然と答えてくるケースが時折ある。最悪の場合、訪問当日、該当資料が全て見当たらないため利用できないといった事態も、筆者自身、過去に何度か経験しているのである。

以上は、明らかに、公立館側の怠慢であろう。無論、このことはごく一部の事例に過ぎないかもしれない。しかしながら、その特定館の「特別利用」サービスに対する意識の低さが、公立館全体の一般市民に対する悪印象へと繋がりかねないのも、また確かであろう。

(2) 提供スペース

当日の資料調査で提供されるスペースをめぐっては、事前に地図や写真等で詳細に案内されることは、まずない。故に筆者の場合、はじめて訪問させて頂く施設では、事前に作業用の机や椅子、できればデスクライトの3点を借用させて頂きたいと、自ら要望するようにしている。過去、収蔵庫の床やコンテナの上、屋外の地面等での作業を強いられ、そのことで、作業効率が著しく低下してしまったという経験が何度もあるからである。また、当日案内された収蔵庫や作業室内が暗すぎる場合、特に撮影作業で支障を来す確率が高くなる。これらもまた、館側の担当者の事前の配慮に起因していることは無論である。

もっとも、館側にも設備上の限界があろう。ただ、なかには空室がたくさん見受けられるにも関わらず、資料管理を理由に、息の詰まるような狭小な収蔵庫前室や収蔵庫内に誘導され、不自由を強いられたケースを何度も経験しているのも事実である。

以下は極端な事例であるが、当該項目と関連するため併せて記しておこう。つい最近、初めて訪れたある新設の公立館で、「特別利用」の間、館外に出るまでに三重のセキュリティー

ロックを掛けられ、作業途中に用を足す際にも當時、担当職員の監視が付くといった、まるで刑務所並みの扱いを受けている。それも、国や地方の指定文化財レベルの調査ではなく、未公開を含む一般的な考古資料であったにも関わらずである。

ともあれ、施設ごとで提供される環境に大きな差異があるのが、今の、日本の公立館の実状なのである。

(3) 利用時間

利用当日における開始、終了の時刻は、その博物館の就業時間内であることは原則、遵守されるべきところであろう。申請者の研究活動に多少なりとも理解のある担当者の場合、時折、就業時間を超えてでも対応可能と、予め耳打ちして頂ける場合もある。しかしながら、利用者側のモラルとして、こうした厚意に原則、甘んじるべきではないと個人的には律してきた。筆者の場合、遅くとも施設側の終業時刻15分前には調査後の片付けを終え、退出するようにしている。

一方で、これもまた極めて特異な事例であるが、職員が途中、昼休みを取りたいので、翌日予約の昼休みの間は1時間ほど外で時間を潰してきてほしいと、訪問初日の朝、一方的に伝えられたことがあった。これは、事前の申請手続時の交渉や書類にはなかった追加要求であり、困惑の末、さすがに抗議した覚えがある。仮に、事前にこうした前提条件が説明されていたならば、施設側の事情ということで従うはかなかったであろう。けれども、このケースでは事前手続きの契約で、利用時間は10時～16時までと、連続で許可されていたのである⁽¹²⁾。

利用者側からすれば、1時間という作業時間は決して短いものではない。例えば、仮に「特別利用者」が遠方からの来訪であった場合、館側は相応の責任がある。契約時間内は、対応に全力を尽くすべきだからである。上記ケースの場合、その施設への訪問のため、利用者側は往復航空券やタクシーでの移動経費、前後の宿泊費を支払っており、僅か数日しかない調査のために、昼休み（昼食休憩時間）などは想定していない場合もあり得るだろう。一般的に1時間もあれば、仮に土器ならば1～10点、石器であっても1～6点前後の実測が可能である（写真2）。まだ遺物実測に習熟していない若い大学生などであれば、自腹を切っての利用時間の尊さは、いわんやであろう⁽¹³⁾。

(4) 有事の対応

当日における最後の懸案として、取り扱い資料に万一の事故等があった場合への対応がある。考古資料の場合でも盜難、汚損、接合復元箇所の折損や、破損等のリスクは充分に想定されていなければならない。しかしながら、こうした有事の際への対応が予め、ホームページ上等で丁寧に示されている館は極めて少ないのが現状である。今回の調査でも、明示されている館は全体の僅か17%に過ぎなかった。つまり、大半が対応策を定めていないのである。

関連した文言では、「資料等の原状を破損した場合、申請者が賠償する」(TDKt01002ほか、TDKks01005、TDKs01002、TDKs01003、TDKky01005、TDKky01007など)、「瑕疵により汚損・破損等の損害があった場合には、閲覧者に一切の責任を負っていただきます」(TDKks01008)などと、利用者側に全責任を負わせるような規定や表現が大多数を占めていた。ただ、なかには

「資料を破損または亡失した場合には、修復等に係る必要な経費を館長と利用者が協議の上で決定し、利用者がこれを負担する」(TDKt01004) といったように、比較的公正な前提条件を設けている館も存在はしている。

以上のうちで最も多いのが「損害賠償」という表現である。「原状復元」、「原状回復」といった文言も、その場で「特別利用者」に復元作業を強いることへの二次的リスクを鑑みれば、結局は、金銭による賠償と同等の意味と解釈せざるを得ない案件が大半を占めよう。ともあれ、現実として、どこまで高額請求が可能なものか。その過失割合を公正に思料したならば、例え、事前の申請書等にそう明記されていたとしても、サービス提供の在り方や作業環境、事故回避へのフォローバック体制を含むさまざまな因果関係に加えて、意図的な過失の程度も精査したうえで判断すべきであることはいうまでもない(民法417条・709条、国家賠償法第2条ほか)。つまり万一の事態でも双方協議のうえで、のちの訴訟への発展をなるべく回避すべく、穩当に解決を進めていくための努力が、公的には図られるべきところである。いわんや、高額請求が想定される資料であれば、事前の契約上における説明責任は無論のこと、博物館側の立会担当職員の業務上瑕疵の割合も、同時に問われる余地が大きいことを認識し、組織内で周知しておくことは当然であろう。

以上は、諸処の資料内容や状態、性格や仕分けランクの程度等にもよろうが、予め、賠償額の目安や過失割合を示した指標一覧を公表しておくとスムーズであろう。また万一のため保険に加入するなど、サービスを提供する側として、日頃からの体制強化に向けた努力と責任もまた、本来、怠るべきではないと考えるべきであろう。

現に実際、万一における事態を想定した応急的ともいえる回避策として、うち11%の施設で、事故が起こった場合を想定して「報告義務」のみが明記されている(TDKh01004、TDKt01006、TDKs01004など)。「万一、資料を亡失・損傷・汚損・変化した場合は、直ちにその旨を報告し、当館の指示に従うこと」(TDKt01006、TDKs01004)等の文言がそれである。

上記は、様々な事情を熟慮、勘案したうえでの、最も柔軟な対応として評価できよう。ただ、先の諸事例と同様、その場の担当職員の裁量権に委ねられてしまうような可能性は充分に残る。特に担当者側の捉え方の違いや、世代間による対応レベルの変化も想定できることから、のちに何らかの不公平感が生じてしまう可能性も懸念されるところである。このように個々の資料の性格、および施設運営上の諸事情により一律に規定できないという憾みが存するのであれば、日頃から有事に備え、より細やかなシミュレーションを行う等によって、誰の目にも公正なルールづくりを目指しておくことこそが肝要といえるだろう。

因みに考古系のうち、補修痕のある土器資料を扱う際、正直誰もが経験してきたことがある。それは経年劣化等によって、利用者がその資料に触れた途端に折損、崩壊してしまうといったケースである。理屈抜きで、現場の調査では、まま存在する。筆者も何度も経験しているが、この場合、事情を担当者へときちんと報告したならば、まず、損害賠償請求といったような不穏な事態にまで発展することはない。何故なら、真っ当な考古学(埋蔵文化財行政)担当者であれば、セメンダインや石膏復元による経年劣化などは周知のことであり、それを承知で、そのまま補修もせずに提供している(つまり、そうせざるを得ない現状を是認している)以上、こうした事故もまた、充分に想定範囲内だからである。ただ、仮に担当者がそ

した実務経験に明るくない場合、個人的な人間関係や性格、あるいは該当資料のかつての復元に業者委託が絡んでいて、その外注の際に数十万～数百万円程度の復元経費が投入されていたとすれば、破損具合によっては、内々では済まされない可能性も高まるだろう。さらに、人の行動である。なかには「特別利用者」側の不注意による事故もあり得よう。故意の過失行為や、最悪の場合、盜難といった可能性も皆無ではない。しかし、だとすれば、公立館として有事の際に全責任を利用者側に課すのではなく、予め、きちんとした規定や方針を定め、それらの指針を事前に公開しておいたうえで、柔軟な対応を志すべきではないだろうか。そのことが、利用者側との信頼関係の構築はもとより、同サービスに対する真の社会的貢献の拡大にも繋がっていくはずだからである。

4 事後の成果公表時における追加の制約等について考える

(1) 関連する申請手続きの多様性

利用終了ののち、調査研究の成果を公表する際の、追加手続きの有無についても取り上げていこう。考古系資料の場合、2024年時点ではまだ、手作業で実測を行うケースが大半を占めている。これは、利用者が新たに創造した著作物といえることから、二次資料とはいえ、その図の掲載をもとに、申請手続が要求されることはまずないとみてよいだろう（写真2）⁽¹⁴⁾。ここで事後手続に該当しやすいのは、やはり撮影画像（デジタル計測画像や動画の類も含む）ということになる。例えば、市販有料の出版物やSNS上に調査で利用者が撮影した画像を掲載しようとする場合は、所有権と写真著作権との絡みから、事後申請が不可避となるケースが多いであろう。

もっとも、これも多少意見が分かれよう。すなわち、利用者が撮影した画像もまた、学術的思想の反映された特殊なカットであるとすれば、著作物に含まれる可能性も充分に高まることから、追加の許可申請などは無用とする館と、あくまで、二次的に写し取った画像（または計測画像、動画）であることを理由に、新たに事後の許可申請が必要、と要求してくる館との、二者である。

上記の、実測図と撮影画像の違いを著作権法と照らし合わせたならば、焦点となるのは、著作物が「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法第2条第1項第一号）とする定義への、解釈の違いに基づくことになる。つまり、単なる機械的な複製（複写など）はもちろんのこと、仮に先端の機器を用いて、撮影技術的に苦心した画像等であったとしても、それらが創造的に表現されていなければ、著作物としては保護できないと解釈されがちだからである。加えて、内心における考え方やアイディアの段階も著作物とはいえないとされるため、結果として、提示された撮影画像が、他者では復元困難と認められるレベルの作品として、固定化されていなければならないわけである。

本稿では、ここで個々の判例までを細かに紹介して、議論を深耕させることを目的とはしない。以下では、将来に向けたサービス向上を前提に、直近、筆者が単著で出版した『対馬暖流をめぐる先史時代の土器文化』を例に、少しだけ触れておく程度に留めよう（幸泉2024：写真3・4）。

筆者は、先史土器の製作技法や、石器の刃部に生じた使用時の傷、摩耗痕（使用痕）等について長年、比較研究を進めている。例えば、写真4-①・②はどうだろう⁽¹⁵⁾。写真4-①の右端や、同②のように局所的な拡大画像を、陰影やアンダルにも工夫を施しながら撮影したうえでレイアウトし、論文に掲載、考証を重ねていくことが多い。こうした画像は、固有の研究目的がなければ、二次的にはまず生成されることはないであろう。また関連分野における研究シーズの発展に寄与すべく、その可能性を視野に公表しているのだから、筆者個人は、常に著作物の範疇と認識している。ただし、こうした画像であっても、第三者的にはやはり、判断が分かれるところであろう。そこで大多数の館では追加の掲載許可手続を求め、後述する成果品（出版冊子等：写真3）の献本をも半ば、強制的に求めてくる。そういう流れに繋がってくるのである。なかには、掲載のための使用料まで求めてくる館さえ存在した。

このためもあってか、一部の考古学関係者の間では資料調査時の写真撮影を極力控える等といった、看過できない悪循環も生じていると聞く。これは、デジタルカメラの発達した2000年代以降も同様であろう。無難に、実測図のみに徹するといった研究者が過去、少なくはなかったと回顧できるのである。しかしながら今日、フィルム撮影時代とは異なって、記録研究の目的から「特別利用」の現場では1日は何百枚もの撮影を行うといったケースが少くない。そしてその延長上として、直近では一連の画像処理、思想や感情の創意的な表現（つまりは研究知識や独自性の具現化）に通ずるような3D（三次元）計測画像の発表事例も、急速に増えてきているのである。

以上の諸例と、写真4-①・②のようなデジタル処理画像は、同じ二次資料であると見做すことに矛盾はない。これらもまた、各館の判断に委ねざるを得ないの

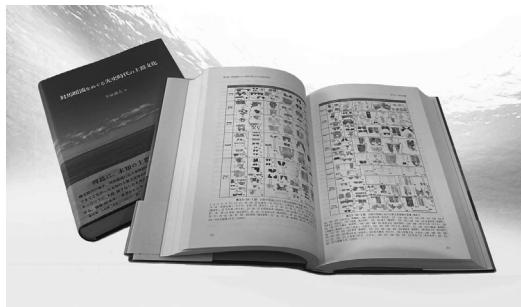


写真3 調査研究の成果物としての著書の出版

（『対馬暖流をめぐる先史時代の土器文化』雄山閣 / : <https://www.ll.ehime-u.ac.jp/research/5327> : 愛媛大学法文学部 HPより）

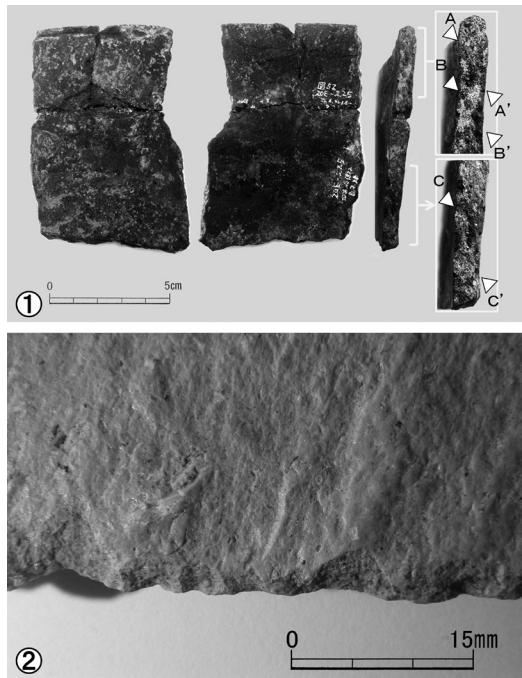


写真4 撮影画像もまた著作物の一種か？

（①陰田第7遺跡出土縄文土器の成形法を探る、②井手脇遺跡出土横刃型石器の刃部使用痕の考察 / 鳥取県米子市教育委員会蔵：ともに筆者撮影）

が現状なのだが、著作権法と照らし合わせ、「特別利用者」の学究意識や労力、のちの研究活動や成果貢献に資する可能性が高いと想定される有意の撮影画像に対して、単に、記録写真だからという理由から無用の制約をかけ続けるといった行為には今日、疑問を覚えざるを得ないだろう。IT技術（Information Technology）が進展する令和社会においてなお、フィルム時代と同等の制限を設け続けることが、わが国の文化、観光振興の妨げに繋がっているということだけは真摯に認識しておくべきであろう。

（2）成果物内容の審査

いっぽう調査（特別利用）終了ののち、その成果物の内容確認や、口頭で成果内容が求められるというケースもある。

先の、註14のような事例も、かつては少なからず存在していた。しかしながら令和のいま、そうした要求はすっかり影を潜めたといつても過言ではないだろう。例えば、著作権法と照らし合わせたならば、その優越的地位の悪用、あるいは、単に担当者の無知や無自覚による越権的行為であることが明白だからである。そのことが概ね、日本社会でも周知されてきたためであろう。そもそも研究倫理上、館側は、利用者が作成した著作物や画像（写真2～4など）を二次的に利用することなどは許されないわけであるから、成果内容の審査などは原則、無用と捉えるのが、妥当な判断といえるのである。

なおTDKh01001の博物館条例では「資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを作成し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない」などと定められている。しかし、個々の「特別利用者」による研究の成果は、発表によってはじめてその価値を發揮することができる。研究発表の自由は当然に、日本国憲法で保証される「学問の自由」に包括されると解釈すべきであろう（日本国憲法第23条）。かつて、ある公立館で「公序良俗をチェックするためです」などと回答を受けたことがある（民法第90条）。しかし当該案件の場合は、既に、予め調査研究目的で「特別利用」申請の手続を行ったうえでの成果物であることから、知事の承認とか、チェックといった表現には多くの利用者達が強い、違和感を覚えるはずである。敢えていえば、研究の自由を冒瀆する法的、行政的権限などは、現代日本には存し得ないのだから、成果発信を妨害、遅延させるためだけの無用の規定や行動であるといわざるを得ないだろう。

掲載許可に絡んで、ここでもトラブルとなりやすいのは撮影画像（計測、動画の類を含む）の取扱い、ということになる。例えばTDKhk01003では、「特別利用者」が調査で撮影した画像に対して、次のような規定が未だに継承されている。「博物館資料の撮影にあたり、博物館が当該資料の写真原板又は電磁的記録を所蔵していない場合は、写真原版の複製物1部又は電磁的記録を博物館に提供すること」。これは、ギブ&テイクといった意味であろうか。具体的には、撮影画像全点の事後チェックではなく、出版物等への掲載にあたり、再度の追加申請を希求した段階で、こうした要求が発生する可能性が考えられよう。さらに、以下は全国唯一かもしれないが、TDKtg01003では「博物館特別観覧規定」の第8条のなかで、同案件に関して次のように定められている。「写真撮影を行った場合は、撮影によって得たフィルム及び電磁的記録を本館に1部提出すること。なお提出したフィルムおよび電磁的記録については、著作権を

主張しないものとすること」と。これは、著作権法における「複製権」と、研究成果に基づく「二次的著作物」とが、一部混同されてしまっている事例とも解釈できるが、やはり理解に苦しむ（著作権法第28条）。「特別利用者」の有意の努力成果に対して、少しでも敬意を表すならば、こういった規定は即時撤廃すべきではないだろうか。少なくとも筆者は、この公立館でまた調査を行いたいとは思わない。

（3）事後の利用料金

「特別利用」が研究目的であり、その利用者がプロの研究者である場合、かなりの確率で、自らが作成した二次資料（実測図や撮影画像、動画映像、拓本、模写、計測結果など）は後日、出版物や雑誌、広告等、様々な場面で公表されることになる。半ば、その目的で一連の手続を済ませてきたはずだからである。公立館側は、博物館資料の利活用と文化振興、観光事業の促進等を見直す意志があるならば、ここでも本来、無用な手続を課すのではなく、むしろ、その活動を積極的に支援しようとすべきではないだろうか。

ところが、前節2-(8)でみた事前の利用料金徴収とは別に、調査終了後、著書や雑誌等へ成果を掲載しようとする際ににおいても、その都度、使用料として金銭を追加要求する公立館が存在するのである。なかでも、写真画像や動画の取り扱いが焦点となりやすい。研究成果の発信に長年、暗い影を落としてきた部分である。この件に関しては、本稿で対象としてこなかつた「原板資料」（館蔵の写真、模写、実測図、模造品などの二次資料）借用時の手数料とを、一部混同してしまっている可能性が懸念されよう。以下、検討しておく。

収蔵資料への画像使用料問題に対しては、大きく、つぎの二種類が挙げられる。一つは（a）施設側が収蔵する「原板資料」（今日では主にデジタル画像データ）を、求めに応じて提供している場合、もう一つは（b）利用者自身が先の「特別利用」で撮影した画像を、その後、自身が成果公表の目的で出版物や雑誌、ホームページ等のSNS上に掲載、公開しようとしている場合である。

うち、本稿で留意したいのは当然（b）の方である。これに対する使用料を要求する都道府県立系の公立館は、調査の結果、さすがに存在しなかった。詳細不明施設を除いて0%である。ただし直近の2024年、ある市立の歴史民俗資料館で、実際にそうした要求があったので補足しておく。同館では、その前年に筆者自身が申請手続を経て資料調査を済ませていたのだが、その際に撮影した縄文土器画像1点に対して、新規の出版図書に掲載したい旨、事前連絡を行ったところ、条例により、1枚につき3,300円もの掲載料を要求されたのである。参考までに、その論拠となるY市の条例を調べてみたところ、確かに「調査・研究又は出版物に掲載等するため当館の資料の撮影や写真データの借用をご希望の方」に対して、「1点につき3,300円」との定めが窺える。ただし、次に該当する場合は利用料金が免除ともある。該当の有無を調べてみたところ、（1）「国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館、資料館又はこれらに類する施設の方が調査、研究のために利用するとき」、（2）「上記のほか、Y市教育委員会が適当と認めたとき」の2項目が、条文で示されていることが判明した。しかし筆者の場合は（2）の「適当」には該当しなかったようである。

このような事例は現時点では稀といえるが、「特別利用」で自らが撮影した画像を出版物等

で活用しようとする場合、その都度「使用料」と、後述する「献本」が求められるケースがあるので注意は必要である。

(4) クレジット

「特別利用」による成果内容を出版図書や雑誌、図録、広告等に掲載するにあたって、本稿の写真4でも例示したように、各々のキャプションに所蔵先として関連施設名等を明示するよう指示される場合があるので、こちらも少し触れておこう。

そもそも指示や規定がなくとも、利用者側のモラルとして、挿図版のキャプションや巻末等に所蔵先はきちんと明示しておくべきであろう。しかし、この点について館側に何らかの要望があるとすれば、事前の指示は曖昧にすべきではない。今回の都道府県立系の調査では「クレジット」の記載内容を指示する施設は、不明館を除いて40%に過ぎなかった。しかも「当該所蔵の旨を明記すること」(TDKk01002など)と、曖昧な表現のみで済ませている館が少くない。ここで問題としたいのは、いざ出版となった際に、遣り取りの煩雑化を招く可能性が残されているということである。

具体事例として直近、筆者が出版した先の単著図書(幸泉2024:B5判576頁24,000円、写真3)1冊を例に考えてみよう。注意を要するのは、レイアウト(主にページ送り)に伴う初校通過後の版下調整の際である。挿図版に添えるキャプション表現で、クレジットに関しては行数調整の都合、よく「…歴民蔵」や「…教委蔵」、「…埋文蔵」等と略記したいケースが生じてくる。これを、出版前の二校~三校の段階で「特別利用」先に、該当部分のゲラ刷りを添えて確認するのだが、そこで修正が必要と要求された場合は、再び申請手続に移ることとなる。ここで、公立館ではかなりの確率で何らかの指示、要望が返ってくると考えた方がよい。いわく「…歴民蔵」の部分は「…歴史民俗資料館蔵」に修正せよ、などといった指示である。できれば、穩当にやり過ごしたいのが著者と出版社側の本音である。従って、大抵は指示されるままなのだが、なかには、所蔵先を教育委員会と博物館、埋蔵文化財センターなどの間で二転三転、何度もたらい回しにされるケースや、「…歴民蔵」を長いフレーズ「…県教育委員会所蔵・…県立歴史民俗博物館保管」にせよ等と、指示されたりする場合もある。これらは些細に映るが、指示通り修正すると、前後ページのレイアウトに大幅修正が生じてしまうようなこともある。また一冊の著書である以上、末尾を「…蔵」と統一したいところを、「…所蔵」、あるいは「…収蔵」と、各館個別の細かな修正要求を受け続けることで、書籍全体の品格(統一感)を欠いてしまうことにも繋がるのである。こうして、出版予定日もまた遅延されていく。

そもそも細かく要望したいのであれば、確認の連絡を受けてから検討をはじめのではなく、予め、関連規定を広く公表しておくべきであろう。例えば、TDKs01003では特別利用前の規定のなかに「使用する場合には「…館蔵」と表示してください。」と具体的に明記されている。実にスムーズである。似た例は、他5施設でも確認できた。

以上は、館側に事前の規定がないにも関わらず、後手で指示を下そうとする姿に一定の違和感を覚えざるを得ないのだが、同時に、何らかの指示を加えることそのものに特権意識が垣間見られる点も看過できない。故に、こうした些細ともとれるような事案一つ一つに関しても館側できちんと掌理し、事前の整備を進めておくべきであろう。そうした努力によってはじめ

て、サービスの向上と信頼拡大にも繋がるからである。

(5) 成果公開物の要請

最後に、上記成果公開物（著書や雑誌、図録、広告など）の原本提出を求めてくるケースが現実に相当数、存在するので、この問題についても取り上げておこう。集計の結果、不明館を除く全体の28%以上で、原本等の提出を求めている。

これらもまた、先の「原板資料」の借用手数料の例と同様、一部解釈を混同している可能性が思料されるので、注意が必要である。現にTDKt01004のように、原板借用の場合のみ献本を要求している館も、實際には複数存在している。

例えば、特別展を企画する公立館同士であれば、掲載図録の寄贈を行い合うことで双方のネットワーク強化はもとより、情報交換の活性化や関係施設間の人的交流にも資する面が大きい。けれども「特別利用者」個人を、そういったルールのなかに組み込んで良いものだろうか。前々項（3）の（β）でみた案件、つまりは「特別利用者」本人が撮影、ないしは製作した実測図や計測結果である場合、公開図書等が仮に市販であったとしても、学術、教育の振興がその目的である場合が大半であり、著者側が献本用として確保する冊数も極僅かに過ぎない。仮に著者割（原価2割引等）で購入し、寄贈するにしても、先の写真3で例示した単著の場合、約2万円もの無償提供となる。従って、当然のごとく献本を要求するのみでは、該当館に対する好感度などは保ち得ないのである。

関連して、第1表は各館の献本要請にかかる条項等の文言を抜粋したものである。大きくは二種類がある。一つは同表の上段である。「納めること」、「寄贈すること」、「提出すること」のように、上から目線としかいえない姿勢で献本を1冊以上、一方的に要求してくる館。なかにはTDKky01004のように、事前の掲載申請書のなかに、あたかも利用者側の自発的意志であるかのように「貴館に一部贈呈します。」などと、勝手に文言まで盛り込まれている館が存在した。対するは、同表下段の諸例である。「寄贈をお願いします。」等との比較的柔らかい

第1表 成果物への寄贈（献本等）要請の態様
(都道府県立考古系関連施設)

姿勢	各館の規約等にみえる関連条項（該当部分のみ抜粋）	該当館
特別利用者に対して圧力的	「献本に当たっては、掲載部分頁のみではなく、掲載誌全体を納めること。」	TDKks01006
	成果物「2点を当館に寄贈すること。」	TDKkh01001
	成果物を「1部当館に提出すること。」	TDKtg01006
	「掲載物2部を博物館に寄贈すること。」	TDKs01004
	「成果品を貴館に一部贈呈します。」	TDKky01004
	「特別観覧によって得た資料を出版物又は映像等に掲載する場合は、本館に発行後速やかに1部提出すること。…（中略）…提出の際は出版物送付票（様式第4号）を添付すること。」	TDKtg01003
	「図書等に掲載したときは、当該印刷物1部を当館へ提供すること。」	TDKtg01001
	「掲載物1部を博物館に寄贈すること。なお寄贈にあたっては、掲載部分のみではなく、掲載物全体を納めること。」	TDKhk01003
一定配慮	成果物「1冊の寄贈をお願いします。」、「刊行物等を1部ご寄贈ください。」	TDKt01002
	「一部以上当館へご寄贈ください。」	TDKs01003
	「成果物を寄贈してください。」	TDKky01007

表現から、一定の配慮が窺えよう。仮に、「特別利用」に際して快く対応して頂ける館なら、数千円程度の単価であれば、著者側の実費負担であっても快く寄贈を、と考える「特別利用者」は少なくはないだろう。しかしながら、「納めること」、「提出すること」などと命令口調で強要されたならば、どうだろうか。送料や、発送手続きにかかる労力までを「特別利用者」側が強いられるわけである。大いに改善が望まれるところであろう。

結び

－博物館収蔵資料の市民開放に向け、いま公立館に求められている姿勢とは－

まだ筆者が若かりし頃、当時勤務していた博物館の先輩学芸員から、次のことを教わったことがある。「長年、特定館の専属職員として学芸員を勤めていると、自身が関わる収蔵資料群に対する愛着心や、コレクション充実に向けた使命感が備わってくる。それは良いのだが、それと同時に、少なからず「自分のモノ」的意識も芽生えてくるものだ。公立博物館の学芸員である以上、常にそのことを律し、公儀としての真摯さを忘れないように」と。

恐らく令和の今も、多くの学芸員が同じ気構えであろう。けれども、なかに私利私欲の行動を疑われかねない、そして律し切れない職員が存していたとしても、何ら不思議ではないだろう。そして収蔵資料に対する自己所有に近い錯覚的欲求は、同じ専門分野の同業他者と相対したとき、最も、観面に表れやすいのかもしれない。近年のように学術成果の競争を過剰に煽るような社会環境においては、博物館学芸員等もまた、そこに一定以上の利益関係が成立していない限り、本能的に「見せたくない」等といったバイアス、あるいはライバル意識へと繋がりやすく、一定の忖度も往々にして予想できるからだ。このことはある種、規制してもなお止まない自然の摂理なのかもしれない。けれども、こうした競争や保身的意識の連鎖こそが、隣接した地方、地域間の博物館どうして時折垣間見られる暗黙の「住み分け」意識等にも直結してきたのではないだろうか。以上の因子を完全には否定、払拭できないであろう令和の現実こそが、博物館という組織構造論上の限界性をも同時に示唆している。こうした可能性が、大いに懸念されるのである。

無論、公立館では提供サービスの内容をめぐる接客対応上の差別など、あってはならない。少なくとも、その建前を堅持できていなければ、公立館としての存在、存続理由さえ問われてしまうことだろう。しかしその一方で、以上のような閉鎖的環境が一部でも醸成されやすい社会要因が見出せるとすれば、それらの発生源を抑制できるような公的システムづくりもまた、今後の課題として浮上してくるはずである。

このように、博物館では例え無意識的であれ、同業他者に対する研究や普及活動そのものを自らの手で阻害させてしまうような権力性が内在している。そしてまた、こうした構造上の問題こそが、長らく「特別利用」サービスをめぐる一連の課題点とも、根底では繋がってきたと結論付けられるのである。

本論冒頭の繰り返しとなるが、公立館が収蔵する博物館資料は、すべて、社会の付託により管理され、成り立ってきたはずである。そして真にそうであるならば、地域および日本の文化資源に対して、誰もが、広く活用できるだけの権利と自由が、法的にも保証されて然るべきなのだろう。上記のようなインシデントの背景に今も特定個人の、独占に近しい裁量権が潜在し

続けているとすれば、組織体制や分掌権限そのものに対しても、今後、より真剣に議論を深め、是正していく必要性があろう。

かつて、上田篤らがそうした日本の文化（財）行政上の問題点を、鋭く批判していたところである（上田 1989）。のち 2000 年代に至り、ようやくわが国でも「社会的包摶（Social Inclusion）」の理念のもと、認識が深められるようになる。特に 2010 年頃からは、文化政策と社会的包摶との関係についても具体的な議論が重ねられるようになってきた（天野 2010、文化庁・九州大学共同研究チーム 2020、古賀 2020、国立科学博物館ほか 2025 など）。従って、市民の誰もが等しく、博物館資料を利用できるための方策に関しても、様々な角度から議論されはじめた日が近づいているとみるべきだろう。本稿で掲げた収蔵資料の「特別利用」サービスをめぐっても、より良い運用指針を確立させるべく、一層の議論が必要であることは繰り返すまでもない。

直近、日本博物館協会が発する『日本の博物館総合調査報告書』においても、「外部の研究者に対して博物館資料を貸し出したり、学芸員の知見を提供したり、研究協力を行った」館は全国で 62% にまで達している（日本博物館協会 2020 ほか）。かつて、佐々木秀彦が提唱した「生涯研究」、あるいは並木美砂子の説く「自由選択学習（Free-choice Learning）」等の観点が示唆してきた通り、広く、地域市民への公開と利活用の促進を議論し、積極的に推し進めるこそが重要であることが、近年の動向からも窺知できるのである（藤田 1985、英國博物館協会：Museums Association 1998、Falk and Dierking 1998、佐々木 2002・2004、並木 2008、幸泉 2025 ほか）⁽¹⁶⁾。

一連の「特別利用」サービスをいかに地域の市民へと開放し、文化資源として活用していくか、今日、それらに対する意識改革や目標設定こそが、日本各地の公立博物館では求められはじめているのである。以上を確認しつつ、ひとまず本稿は擱筆としておきたい。

註釈

- (1) 博物館第四世代論は、稻森幹太らが提起しはじめた概念で、博物館の運営の一部を地域市民との協働によって進めようとする新しい考え方のことである（稻森 2013、山本 2019 ほか）。例えば、山口県の萩博物館では 2004 年以降、その実践として従来、学芸スタッフのみで進めていた収集、保管、調査研究、展示、教育普及のあらゆる関連事業を地域の非営利支援団体（NPO 萩まちじゅう博物館法人）とともに、多彩に展開している（幸泉 2025, p159-165 ほか）。
- (2) 日本国内の関連施設では「特別利用」という表現が今日最も一般的である。直近の 2024 年、文化庁諮問の文化審議会が全国の学芸員養成課程を開講する大学に発した『大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について』における「IV 大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容」の No.4、「博物館資料論」における推奨内容の一つ「資料公開の理念と方法」のなかで「特別利用」が明記されている（文化審議会第 5 期博物館部会 2024）。もっとも、筆者個人は利用者側を主体に捉え、「博物館教育論」のなかでも併せて教育すべきであると一貫して主張してきた。
- (3) これを、史跡の保存活用問題に関する議論の数々と比較するならば、当該課題への取り組みがいかに低調であったかが理解できるだろう。
- (4) かつて、日本に考古学という学問体系をはじめたらした濱田耕作（青陵）は、既に大正

十一（1922）年の段階で次のように論じている。「博物館の本義遺物の保存と密接なる關係を有し、更に研究と教育との意義を兼ねるものは博物館（Museum）なり。博物館の真正なる意義は決して單なる倉庫に非ず、陳列所に非ず、學術研究の目的と、社會教育に資するを旨とす可し。…（中略）…蓋し其の源因社會が博物館を以て、社會教育學術研究の府としての重要な意義を認めず、博物館員が往々考朽無能の人物を以て充たされ、學術研究の念を缺くの外、我國の如きは博物館が充分なる資金を有せざる等に本なり。吾人は文化事業の一として、國民の精神的生活を向上豊富ならしめ、過去人類の記念物を私人の有より移して國民全體の所蔵たらしむる點に於いて、博物館に對する世人の注意と援助が、更に一層ならむことを望むや切なり。」。すなわち、今日でいうところの「特別利用」をめぐる関連施設および職員の現状に対して、鋭く論破したのである（濱田 1922：雄山閣 1996 復刻版, pp208-209）。のちバブル期崩壊を経た1994年、千地万造もまた「人びとの博物館を見る眼は戦前とそんなに大きな違いがなかったように思う」、「博物館のありかた、社会的役割についての自分の思いと、現実との落差による悩みや苦しみが多かったように思う」等と述懐している（千地 1994, pp26-28）。

- (5) 本論でいう「公立館」には公立直営および公益財団法人、指定管理者運営による博物館、資料館、動植物園を、また「公立関連機関」とする場合は埋蔵文化財センターや教育委員会（文化財保護課や社会教育課など）のほか、文化財管理を兼ねる一部の文化センターや公民館も含まれるものとする。
- (6) 「デジタル・アーカイブ」の理念に関しては、別途、前田富士男が「アーカイヴ」には元来「特定のゲヌス（出自・発生）をもつ多様な資料体を設定し、その成立過程における創発性を追究する場」であると主張している（前田 2014）。
- (7) 2024年に文化庁企画調整課が通知した文化審議会第5期博物館部会による『大学における学芸員養成課程の科目的ねらいと内容について』では、大学の学芸員資格養成の主要科目の一つ「博物館資料論」の教育内容において、新たに「デジタル・アーカイブ」によるデジタル資料の管理と公開に関する項目が追加されている（文化審議会第5期博物館部会 2024, p5）。
- (8) なお市町村立関連施設については紙幅の都合、本稿では全て割愛した。何れ別論を用意することにしたい。
- (9) 望月賢二是、博物館事業における「研究成果」の一形態として、「博物館外で生みだされたものを含む」と記している。そしてその「研究成果」は「論文、報告書、専門書」など「学術的検証が可能な形で社会に公開され」、「社会的に認知され、博物館事業への研究成果の活用が可能になる」と結んでいる（望月 2001, pp47-48）。
- (10) 例えば、東京国立博物館や東京国立近代美術館では、老舗菓子店等とのコラボレーションによる、文化財画像等をあしらった限定ギフト商品で、既に人気を博している。海外へのインバウンド政策にも有効であることはいうまでもないだろう。地方の文化財行政に関しても同様であり、営利非営利の垣根を取り払うことで、各方面への貢献が期待できるはずである。無論、博物館自身の存在意義の向上にも大いに役立っていくであろう。
- (11) 2000年代における出土文化財の急速なランク仕分けの結果、いわゆる未公開のCランク以下の資料群を遠隔の、主に過疎地の廃校や市町村合併に基づき閉鎖された余裕施設へと移管、仮保管しているケースが多い。筆者が希望するような個体数識別調査などはそのため、達成に多くの試

練と膨大な歳月を要してしまうのが現状である（幸泉 2014・2016・2024 ほか）。

- (12) 調査時間が限られたため、石器 1 点 30 分のハイスピードで実測作業に全集中していたところ、その昼休憩時間に急遽、代役となった監視役の若い学芸員が約 1 時間、断りも遠慮もなく、ずっと作業机の真横に立ち、実測の様子をのぞき込んできたことがあった。内心、流石に不快に感じたため、「ずっと見てるんですか？」と優しく尋ねたところ、「手際が良いですねえ」などと、小笑いしながら返され、さらに見入られてしまった。この、挨拶も名刺交換もない見知らぬ職員も、その場限りの初対面であった。急遽、昼休憩が犠牲になったことへの逆恨みも多少はあるのだろうが、恐らく、その若い学芸員個人の資質問題だけではなく、その組織全体において、外部からの利用者に対する接客マナーや特別利用サービスの意味が、何も教育されていないのだろう。令和の時代においてもなお、こうした公立館が日本の何処かで、存在しているという事実を周知しておくため、敢えて、記しておきたい。
- (13) その日の夕方、翌日のお昼 1 時間の退出を認めようとしない筆者に対し、館長室での協議同行を求められたが、貴館にお任せすると、丁寧にお断り申し上げた。担当の中堅学芸員は「行政代執行」とまで発して指示に従うよう強要してきたが、翌朝、態度が一変し、お昼休憩 1 時間の調査続行が認められている。事前契約の内容を鑑みての判断であろう。もっとも、その翌日のお昼休みの対応は、上記註 (12) のようなものだったのだが。
- (14) もう 30 年以上も前になるが、筆者がまだ大学生時代、ある県の資料調査先で作成した土器の実測図について、退館時に呼び止められ、それら全てのコピーを要求されたことがある。無論、例え学生による実測図であっても、館側がのち勝手に二次利用することは著作権法上、許されるものではない。
- (15) 写真 4 の画像 2 枚も、直近筆者が特別利用を経て撮影したものである。ここでは全国各館の様々な事前規定を鑑み、学術振興への配慮から掲載フリーとの事前回答を得ている関連機関での撮影画像を例示した。遺憾ながら、筆者の経験上、本稿で対象とした都道府県立の公立館園施設で掲載フリーと回答頂けた施設は、2024 年現在の時点では存在しない。そのため、ここでは鳥取県米子市埋蔵文化財センターと、愛媛県今治市教育委員会の事例を採用させて頂いた。学術振興に対する各機関のご厚情に対しては心より感謝申し上げたい。
- (16) 博物館教育論的視座から利用者主体の再構築を唱える並木美砂子も、「利用者主体ということを根本に据え、実践を見直し、利用者と共に学習機能の充実に向かうことが求められている。」と論じている（並木 2008, p181）。

参考文献

- 天野敏昭 2010 「社会的包摶における文化政策の位置づけ」『大原社会問題研究所雑誌』No.625、法政大学大原社会問題研究所 23-42 頁
- 有元修一 1999 「博物館資料の活用」『博物館学シリーズ 2 博物館資料論』樹村房 101-109 頁
- 石原啓司 1986 「公立博物館の役割について」『研究報告』第 12 号、山口県立山口博物館 65-80 頁
- 石森秀三 2000 「博物館資料の未来」『博物館資料論』放送大学教育振興会 174-185 頁
- 伊藤寿朗 1986 「地域博物館論－現代博物館の課題と展望－」『現代社会教育の解題と展望』明石書店 181-183 頁

- 伊藤寿朗 1991 『ひらけ！博物館』 岩波書店
- 伊藤寿朗 1993 『市民のなかの博物館』 吉川弘文館
- 稲森幹太 2013 「“第四世代”の博物館づくり – 静岡市立登呂博物館開館後の運営から –」『博物館研究』 第 48 卷第 1 号、日本博物館協会 24-27 頁
- 上田 篤 1989 『博物館からミューズランドへ』 学芸出版社
- 内川隆志編 2020 『文化財の活用とは何か』 國學院大學研究開発推進機構学術資料センター、六一書房
- 遠藤 健・松本一樹・渡邊直毅・木村剛朗直久・足立 文・荒川貴之 2015 『公共施設に関する住民の意識調査（平成 26 年度版）』 日本政策投資銀行地域企画部・日本経済研究所社会インフラ部
- 大堀 哲 1999 「V 博物館の教育サービス 1 レファレンス・サービス」『新版博物館学講座 10 生涯学習と博物館活動』 雄山閣 107-111 頁
- 榎本 剛 2020 「博物館政策の推進とその中の観光政策との連携」『博物館研究』 第 55 卷第 2 号、日本博物館協会 6-10 頁
- 垣内恵美子編 2011 『文化財の価値を評価する』 水曜社
- 加藤幸治 2018 『文化遺産シェア時代 – 価値を深堀る“ずらし”の視角 –』 社会評論社
- 川崎義雄 2000 「V 文化財保護と博物館 3 文化財の活用・公開と博物館の役割」『新版博物館学講座 3 現代博物館論 – 現状と課題 –』 雄山閣 83-87 頁
- 木村 衡 2002 「博物館の「財」と「価値」に関する研究ノート」『博物館史研究』 第 12 号、博物館史研究会 15-20 頁
- 行政改革委員会行政情報公開部会 1996 『情報公開法要綱案（中間報告）』
- 熊野正也 2000 「市民に親しまれる日本の博物館の構築へ向けての覚書」『明治大学博物館研究報告』 第 5 号、明治大学博物館事務室 5-14 頁
- 呉屋美奈子 2024 「図書館が博物館に期待すること：地域資料をめぐって」『博物館研究』 第 59 卷第 6 号、日本博物館協会 10 頁
- 古賀弥生 2020 「文化政策の潮流と社会包摂型文化芸術事業の実践 – 実践活動と政策形成の架橋に向けて –」『地域共創学雑誌』 vol. 8、九州大学社会共創学会 51-69 頁
- 幸泉満夫 2014 「博物館資料学の新たな可能性 – 地域に眠る出土文化財の新たな活用システム構築に向けて –」『法文学部論集 人文学科編』 第 37 号、愛媛大学法文学部 87-126 頁
- 幸泉満夫 2016 「基于博物館学视角的日本埋藏文化遗产的行政管理及展望 – 从促进日本国内三千多处“出土文化遗产”的利用来看 –」『復旦大学文物与博物館学系・愛媛大学法文学部学部間学術交流協定事業・記念講演会資料』、中国上海市復旦大学文物与博物館学系 1-7 頁
- 幸泉満夫 2024 『対馬暖流をめぐる先史時代の土器文化』 雄山閣
- 幸泉満夫 2025 『文化観光立国時代のやさしい博物館概論』 芙蓉書房出版
- 国立科学博物館ほか 2025 『国際シンポジウム 博物館の多様性・包摂性を考える』 国際連携による博物館の多様性・包摂性推進事業実行委員会、国立科学博物館、日本博物館協会、ICOM 日本委員会
- 後藤和民 1979 「館種別博物館における資料整理と保存歴史博物館」『博物館学講座第 6 卷 資料の整理と保管』 雄山閣 167 頁
- 財団法人 地域創造 2009 『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書』
- 笹井宏益ほか 1995 「地域に開かれた博物館 – 地域の活性化と多彩な博物館サービスの展開」『博物館

- 研究』第30卷第10号、日本博物館協会 4-12頁
- 佐々木秀彦 2002「公共財としての博物館資料－アクセスを保証する資料整備・公開体制の構築：人文系博物館園施設を中心に－(上)」『博物館雑誌』第27卷第1号、全日本博物館学会 13-24頁
- 佐々木秀彦 2004「公共財としての博物館資料－アクセスを保証する資料整備・公開体制の構築：人文系博物館園施設を中心に－(下)」『博物館雑誌』第29卷第2号、全日本博物館学会 43-62頁
- 佐藤健二 2018『文化資源学講義』東京大学出版会
- 須藤揮一郎 2015「公立博物館の存在意義を考える－収蔵庫不足問題を契機に－」『博物館研究』第50卷第5号、日本博物館協会 4-5頁
- 千地方造 1994『博物館の楽しみ方』講談社
- 総務省行政管理局 2001「情報公開法要綱案の考え方」『詳解 情報公開法』総務省 456-512頁
- 総務省 2012『デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン』
- 竹内順一 1985「第三世代の博物館」『冬晴春華論叢』第3号、瀧崎安之助記念館 73-88頁
- 東京大学文化資源学研究室編 2021『文化資源学 文化の見つけかたと育てかた』新曜社
- 並木美砂子 2008「博物館の利用者主体の教育論構築に向けて」『研究報告』第140集、国立歴史民俗博物館 169-182頁
- 西山 徳 1950「學術資料の保存と活用」『日本歴史』第27号、日本歴史学会 38-39頁
- 日本博物館協会 2020『日本の博物館総合調査報告書』
- 濱田耕作 1922「第五編 後論 第四章 博物館」『通論考古學』大鐘閣（本稿では1996年雄山閣復刻版 208-209頁を参照）
- 布谷知夫 2001「博物館資料と研究およびその利用」『博物館学雑誌』第26卷第2号、全日本博物館学会 11-20頁
- 布谷知夫 2013「博物館の社会的役割を意識的に考えよう」『博物館研究』第48卷第1号、日本博物館協会 5-8頁
- 博物館の可能性研究会 2023『博物館の可能性－持続可能な未来を推進する地域発展のために－』文化庁
- 藤田昇治 1985「博物館資料の社会的利用について」『研究年報』第13号、北海道拓殖記念館 131-136頁
- 藤原 茂 1980「資料の「特別利用」および「館外貸出」の実態について」『秋田県立博物館研究報告』第5号、秋田県立博物館 139-141頁
- 文化審議会第5期博物館部会 2024『大学における学芸員養成課程の科目のねらいと内容について』
- 文化庁・観光庁 2019『文化施設を中心とした文化観光の在り方に関する検討会議』
- 文化庁・九州大学共同研究チーム 2020『評価からみる“社会包摂×文化芸術”ハンドブック』
- 文化庁 2024『博物館実習ガイドライン』
- Falk, J. H. and Dierking, L. D. 1988 Free-choice learning: an alternative term to informal learning. ILER Newsletter. 2(1), 2. Omaha, Nebraska.
- 前田富士男 2014「博物館と大学－アーカイヴの構築」『平成26年度 研修会資料』全国大学博物館学講座協議会（別紙）
- 松井茂記 2001『情報公開法』有斐閣
- 松浦俊和 2011「地域と公立博物館」『淡海文化財論叢』第三輯、淡海文化財論叢刊行会 13-17頁

- 松本茂章編 2022 『ヘリテージマネジメント－地域を変える文化遺産の活かし方－』学芸出版社
- 水嶋英治 2012 「第7章 博物館教育の課題」『博物館学II 博物館展示論＊博物館教育論』学文社 256-263頁
- 望月賢二 2001 「II 研究成果の市民への還元 1 利用者の対象と還元システム」『新版博物館学講座6 博物館調査研究法』雄山閣 47-56頁
- 文部科学省・文化庁 2021 「令和3年度 文部科学省・文化庁における博物館振興施策の概要について」『博物館研究』第56卷第4号、日本博物館協会 6-11頁
- 山本哲也 2019 「“地域に根ざす博物館”とは何か－第三世代の博物館論を軸に考える－」『博物館研究』第54卷第8号、日本博物館協会 6-9頁
- 渡部義弥 2014 「研究活動をひろめるはどういうことか」『博物館研究』第49卷第9号、日本博物館協会 6-9頁

挿図表典拠

第1表：筆者作成。写真1・2・4：筆者撮影・レイアウト。写真3：<https://www.ll.ehime-u.ac.jp/research/5327>：愛媛大学法文学部 HP：2025年1月3日閲覧。